

6月は「人権擁護委員普及月間」です



人権イメージキャラクター「KENまもる君」と「人KENあゆみちゃん」は、漫画家やなせたかしさんデザインにより誕生しました。2人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地で活躍しています。

◆特設人権相談所を開設します

「人権擁護委員の日」にあわせて特設人権相談所が開設されます。お気軽にお越しください。

▽日時 平成23年6月1日(水) 午後1時～4時

▽場所 中央公民館 4号室

◇小清水町人権擁護委員

佐藤 清 氏
中山 則子 氏

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。その相談内容についての秘密は守られます。相談は無料で難しい手続きなどもなく安心して相談することができます。

相談していただく内容は、子どものいじめの問題や、女性や高齢者の人権問題、家庭内の問題など、どのようなことでもよろしいので遠慮なくご相談ください。

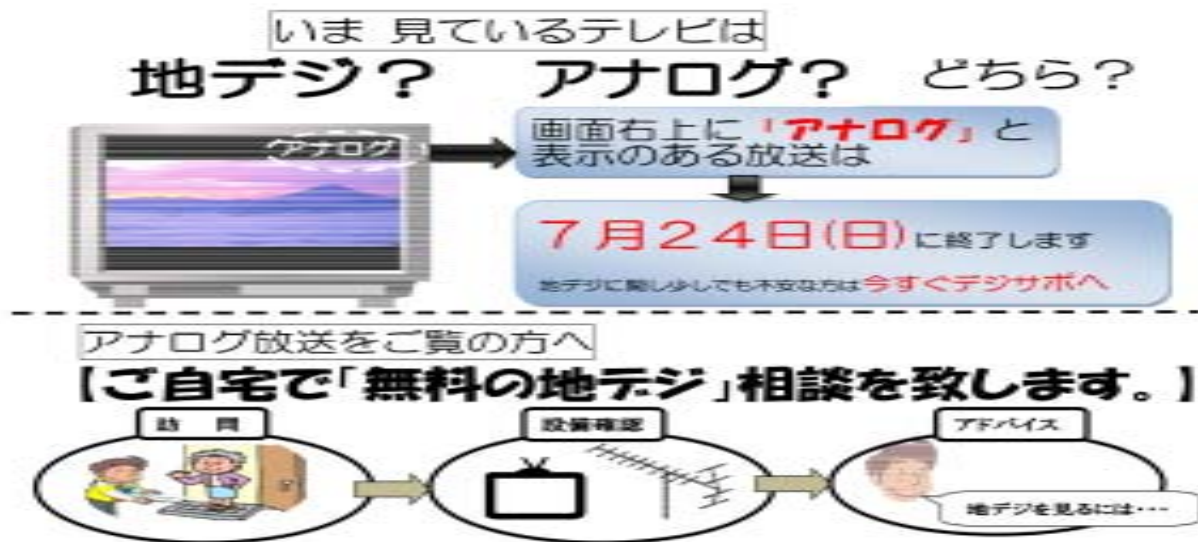
・お問い合わせ先

北見人権擁護委員協議会事務局

☎ 0157(23)6166

役場町民生活課住民活動係

☎ (62)4472



◆お近くのデジサポ道北のスタッフがお伺いし丁寧に「地デジ」のご説明をいたします。

開催日時：6月15日～8月26日 午前10時～午後5時

休日：6月と8月は(土、日曜日)・7月は(4日、11日、19日、25日)

お問い合わせ先

・総務省テレビ受信者センター ☎ 0166-30-0101
(平日9:00～21:00、土日・祝日9:00～18:00)

・役場企画財政課 ☎ 0152-62-4471

～石綿による疾病に気づいていない方を探しています～

◆石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になることも、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までとなっておりますので、お心当たりの方は、早急に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ、また、仕事が原因ではない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931)までお問い合わせください。

また、石綿に関する仕事や症状の種類等は、厚生労働省のホームページの「石綿情報」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

「ゆう水」を利用してみませんか!!

例年多くの皆さんにご利用いただいております「ゆう水」を、今年も下記の要領で町民配布いたします。

「ゆう水」には微生物群が大量に含まれており、土中の有機物の分解を促進し作物の養分として吸収されやすくなります。また、「生ごみの堆肥化を促進する」「土壌の活力を向上させる」などの特長もありますので、ぜひご利用ください。

小清水産青果は、ゆう水を利用して育てた野菜等を「ゆう水栽培」のブランド品として全国に出荷しています。

◆「ゆう水」配布要領

- ▶配布日時 6月9日～9月8日までの毎週木曜日 午後1時から午後6時まで
- ▶配布場所 共和3 農協ゆう水多目的施設(町民還元用タンク)(町道共和高台線 旧稲富様宅横から西側へ200m)
- ▶対象者 町民
- ▶配布方法 1人1回20ℓ以内とし、タンクに備え付けの利用者名簿に必要事項を記入し、各自持参の容器に「ゆう水」を取り出してお持ち帰りください。
- ▶その他 取り出し用のコックを回しても「ゆう水」が出てこない場合は、その日の配布が終了しておりますので、あらかじめご承知ください。
施設付近は、8月中旬以降、農家が畑に「ゆう水」を散布するため、大型車両の通行が増加します。安全確保にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 役場産業課農業振興係 ☎ (62) 4474 JAこしみず ☎ (62) 2116

